

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 0 年度
計画変更年度	平成 2 3 年度
	平成 2 6 年度
	平成 2 9 年度
	令和 2 年度
	令和 5 年度
	令和 8 年度
計画主体	甲 斐 市

甲斐市鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞

担 当 部 署 名 甲斐市環境産業部 環境森林課
所 在 地 山梨県甲斐市篠原 2 6 1 0 番地
電 話 番 号 0 5 5 - 2 7 8 - 1 7 0 6
F A X 番 号 0 5 5 - 2 7 6 - 7 2 1 4
メールアドレス shizenkankyou@city.kai.yamanashi.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、アナグマ、ニホンザル、ツキノワグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	山梨県甲斐市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状			
	品 目	被害数値		
		被害金額 (千円)	被害面積 (a)	被害量 (kg)
イノシシ	水 稻	2 0	6	3 0 0
	豆 類	1	0.2	1
	いも類	3 0	1	2 7
ニホンジカ	野 菜	6 0	1 5	6 0
ハクビシン	果 樹	1 0	0.3	4
アライグマ	果 樹	3 5 0	1 0	2 1
ハシブトガラス	豆 類	4 0	5	4 0
ハシボソガラス	野 菜	1 0 0	3	1 5
アナグマ	—	—	—	—
ニホンザル	—	—	—	—
ツキノワグマ	—	—	—	—

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

本市は、南北で中山間地域と市街地域に分かれており、前者ではイノシシやニホンジカ、カラス、アライグマによる被害、後者ではアライグマやハクビシンといった小型動物による被害が多く、被害の発生時期は5月～9月に集中している。 近年は、釜無川・荒川へつながる支流沿いや、山際でのイノシシ、ニホンジカの水稲・果樹・野菜への被害、市街地域での小型動物による家屋等侵入
--

被害が増加傾向にある。令和 7 年度にはツキノワグマの目撃情報が複数あり、被害は起きていないものの今後の被害が懸念されている。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣種	指標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 1 0 年度)
イノシシ	被害金額 (千 円)	5 1	4 0.8
	被害面積 (a)	7	5.6
ニホンジカ	被害金額 (千 円)	6 0	4 8
	被害面積 (a)	1 5	1 2
ハクビシン	被害金額 (千 円)	1 0	8
	被害面積 (a)	0.3	0.2 4
アライグマ	被害金額 (千 円)	3 5 0	2 8 0
	被害面積 (a)	1 0	8
ハシブトガラス	被害金額 (千 円)	1 4 0	1 1 2
ハシボソガラス	被害面積 (a)	8	6.4
合計	被害金額 (千 円)	6 1 1	4 8 8.8
	被害面積 (a)	4 0.3	3 2.2
アナグマ	被害金額 (千 円)	令和 6 年度は被害は無かったが、例年被害報告が寄せられる。	引き続き被害が発生しないように注視するとともに、被害が発生した場合には、速やかに捕獲を行い、被害を最小限に抑える。
	被害面積 (a)		
ニホンザル	被害金額 (千 円)		
	被害面積 (a)		
ツキノワグマ	被害金額 (千 円)	—	
	被害面積 (a)		

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・有害鳥獣捕獲による捕獲を甲斐市鳥獣被害対策実施隊に依頼（対象：全加害鳥獣） ・捕獲用のくくりわなを実施隊	・被害発生後の捕獲であるため、被害を未然に防ぐことが難しい。 ・猟友会による捕獲の実施は、捕獲の担い手への負担や高齢化な

	員へ支給（対象：イノシシ、ニホンジカ） ・実施隊員へ捕獲檻、箱わなの貸与（対象：イノシシ、アライグマ、ハクビシン、アナグマ） ・実施隊員の捕獲活動の際に、通信センサーカメラや通知システム等のＩＣＴ機器を導入 ・新規狩猟免許取得費の一部又は新規銃砲所持許可取得費に係る経費の一部を助成	どに併せて、わなをかけられない場所等もあるため、全ての要望に対応するのは難しい。 ・被害量については、農家からの自主的な連絡や箱わなの貸出時の聞取りによるものであり、広報などで連絡を促してはいるが、正確な被害量の把握が課題となっている。
防 護 柵 の 設 置 等 に 関 する 取 組	・平成２１年度から県営中山間地域総合整備事業などによる防止柵を設置 ・防止柵を設置した際に、市と集落で修繕に関する協定を締結 ・集落で修繕することが難しいものについては、市で修繕を実施	・地域ごとの地理的特性や、加害獣に応じた防護柵の設置が必要である。 ・整備した防止柵の維持管理を地元（自治会など）で対応できるよう、協議調整を行う必要がある。
生 息 環 境 管 理 そ の 他 の 取 組	・集落環境診断事業（獣害の観点から見た集落の弱点や対策方法に関する学習会）の実施	・集落環境診断事業実施後も、地元農家が継続して対策に取り組む必要がある。

- （注） １ 計画対象地域における、直近３ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- ２ 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- ３ 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- ４ 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

有害鳥獣対策については、猟友会や個々の捕獲に頼る取組みだけでは限界があるため、被害防除の強化と、地域ぐるみでの取組みを進めていく。

(被害防除)

- ・被害多発地域の環境診断と地域住民による学習会を実施し、獣害に強い地域づくりを推進する。
- ・獣害対策意識の向上を図るため、研修会等の周知を行う。
- ・地域ごとの地理的特性や、加害獣に応じた防護柵の設置を推進する。
- ・設置した防止柵の点検を実施するよう周知を行う（年1回程度）。
- ・鳥獣を寄せ付けない環境づくりのため、耕作放棄地等の適切な管理を進める。
- ・防止柵の整備や修繕に充用するため、多面的機能支払交付金事業の推進を行う。

(捕獲)

- ・被害多発地域においては、捕獲による被害の減少を図る。
- ・捕獲の担い手確保のため、新規狩猟免許取得費の一部又は新規銃砲所持許可取得費に係る経費の一部を助成する。
- ・捕獲器等の購入による資材の充実を図る。
- ・通信センサーカメラや通知システム等のICT機器を活用し、捕獲活動の省力化を進め、実施隊員の負担軽減を図る。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。))。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

○甲斐市鳥獣被害対策実施隊

平成26年10月より甲斐市鳥獣被害対策実施隊を設置し、捕獲業務を依頼している。(令和6年度 構成員：68人)

○管理捕獲

ニホンジカ・イノシシについては、県の特定鳥獣保護管理計画に基づく特定鳥獣の捕獲を猟友会に依頼し、随時捕獲を進める。

○有害鳥獣捕獲

有害鳥獣については、被害発生地域の実施隊員等が随時捕獲を進める。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート

等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に
従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、その
ことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以
外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるよう
に記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度～ 令和10年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン アライグマ ハシブトガラス ハシボソガラス アナグマ ニホンザル ツキノワグマ	・捕獲檻等の捕獲機材の導入及び貸出 ・通信センサーカメラや通知システム等のICT機器を活用した捕獲の省力化 ・猟友会との連携強化 ・新規狩猟免許取得費の一部又は新規銃砲所持許可取得費に係る経費の一部を助成 ・県が実施するアライグマ捕獲従事者講習会への参加、従事者登録による捕獲者の確保

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
○イノシシ・ニホンジカ 近年、農地や里山林・河川周辺に頻繁に出没しており、被害防除の重要性が高まっている。捕獲数の設定については、山梨県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ、ニホンジカ）、有害鳥獣捕獲数、狩猟期の動向、農林業被害状況等を踏まえ決定する。 ○ハクビシン 近年、市内全域に於いて果樹等の農作物被害・家屋侵入による生活環境被害が発生している。捕獲数の設定については、有害鳥獣捕獲数、農作物・生活環境被害等の状況を踏まえ決定する。 ○アライグマ ハクビシン同様、市内全域にて被害が発生している。捕獲数の設定については、山梨県アライグマ防除実施計画、有害鳥獣捕獲数、農作物・生活環境被害等の状況を踏まえ決定する。

○ハシブトガラス・ハシボソガラス

双葉・敷島を中心に果樹等の農作物被害が発生している。捕獲数の設定については、有害鳥獣捕獲数、農作物被害の状況を踏まえ決定する。

○アナグマ

市街地や果樹園での出没が確認されており、農作物被害や生活環境被害発生が懸念される。捕獲数の設定については、有害鳥獣捕獲数、農作物・生活環境被害等の状況を踏まえ決定する。

○ニホンザル

捕獲の実績は無いが、市街地や果樹園で、群れからはぐれたサルが目撃されており、農作物被害や生活環境被害発生が懸念される。捕獲数の設定については、農作物・生活環境被害の発生状況や目撃情報をもとに決定する。

○ツキノワグマ

被害実績は無いが、目撃数の増加等により、農作物被害や生活環境被害発生が懸念される。捕獲数の設定については、被害の発生状況や目撃情報をもとに決定する。

(捕獲状況)

対象鳥獣	令和４年度		令和５年度		令和６年度	
	有害捕獲	管理捕獲	有害捕獲	管理捕獲	有害捕獲	管理捕獲
イノシシ	3	35	19	22	22	22
ニホンジカ	17	114	32	120	99	120
ハクビシン	6	-	7	-	11	-
アライグマ	33	-	26	-	30	-
ハシブトガラス ハシボソガラス	45	-	74	-	37	-

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等					
	令和８年度		令和９年度		令和１０年度	
	有害捕獲	管理捕獲	有害捕獲	管理捕獲	有害捕獲	管理捕獲
イノシシ	15	20	15	20	15	20
ニホンジカ	100	130	100	130	100	130
ハクビシン	10	-	10	-	10	-
アライグマ	50	-	50	-	50	-
ハシブトガラス ハシボソガラス	60	-	60	-	60	-

アナグマ	5	－	5	－	5	－
ニホンザル	0	－	0	－	0	－
ツキノワグマ	0	－	0	－	0	－

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
・イノシシ、ニホンジカ 年間を通じ、被害が集中する場所を中心に、くくりわな、捕獲檻、銃器による有害捕獲や管理捕獲を実施する。但し、銃器による捕獲に関しては、法令の範囲内の場所とする。 ・ハクビシン、アナグマ 被害が集中する場所・時期を中心に、くくりわな、箱わなによる有害捕獲を実施する。 ・アライグマ 「山梨県アライグマ防除実施計画」に基づき、年間を通じ、箱わな、くくりわな等による捕獲（有害捕獲含む）を実施する。 ・ハシブトガラス、ハシボソガラス 被害が集中する場所・時期を中心に銃器による有害捕獲を実施する。但し、捕獲に関しては、法令の範囲内の場所とする。 ・ニホンザル、ツキノワグマ 現時点では捕獲の予定は無いが、被害発生時には有害捕獲で対応する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
個体数の増加、被害の拡大等の恐れがある場合は、通年で法令の範囲内の場所において、ライフル銃、散弾銃、わな等を使用し捕獲を実施する。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
甲斐市	ハクビシン、アナグマ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
イノシシ ニホンジカ	・ 漆戸地区への鳥獣害防止柵の整備に取り組む。 防止柵 L=160m H2.3m		
イノシシ ツキノワグマ等	・ 上記以外の地区に関しても、被害発生の実態に即し整備を検討する。		

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
イノシシ ニホンジカ	・ 侵入防止柵の管理		
ハシブトガラス ハシボソガラス ニホンザル	・ 猟友会による追い上げ、追い払い活動		

- (注) 侵入防止柵の管理、追い上げ・追い払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度～ 令和10年度	イノシシ ニホンジカ ハシブトガラス ハシボソガラス ハクビシン アライグマ アナグマ ニホンザル ツキノワグマ	・ほ場周辺の雑草の定期的な刈り取りや、誘引物になり得る放棄作物の処分といった指導を徹底する。 ・市街地においても、家庭ごみの放置等、小動物や鳥類のエサ場となるような環境を作らない。 ・農林業者等に対し、効果的な被害防止柵の啓発等を実施し、地域が共通認識をもって被害防除に取り組めるように努める。 ・被害発生状況調査を行う。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

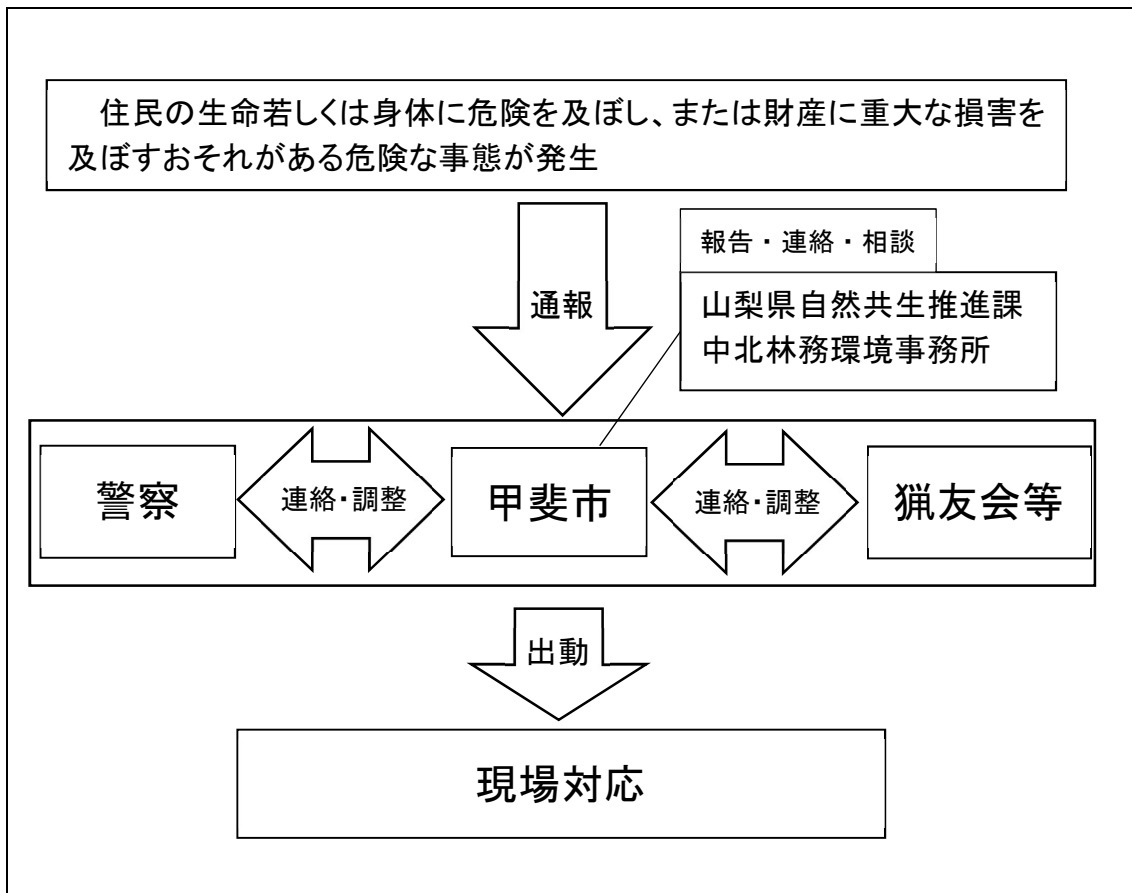
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
甲斐市	情報収集、住民への注意喚起、関係機関への連絡調整、捕獲同行等
甲斐警察署	現場での指示、追い払い、パトロール
峡中地区猟友会 (竜王分会、敷島分会、双葉分会) 甲斐市鳥獣害防止対策協議会 甲斐市鳥獣被害対策実施隊	捕獲、追い払い、パトロール等の実施
山梨県自然共生推進課 中北林務環境事務所	関係機関との連絡・調整

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・ 処理方法については原則として持ち帰るよう指導し、やむを得ない場合については、生態系に影響のないよう適切に埋設処分することとする。
- ・ アライグマについては焼却等、適切に処分する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	—
ペットフード	—
皮革	—
その他	—

(油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	
-------------------------------	--

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	甲斐市鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
甲斐市	協議会の事務、各機関の連絡調整や全般的な管理等
農業委員会	情報の提供、被害状況の報告、必要な対策等の提言
山梨みらい農業協同組合 梨北農業協同組合	営農技術指導、情報の提供、被害状況の報告、必要な対策等の提言
中央森林組合 峡北森林組合	山林の植栽被害軽減対策、野生鳥獣の生息環境の保全整備への協力等
峡中地区猟友会	鳥獣関連情報の提供、捕獲等の実施、必要な対策等の提言
被害発生地区代表	被害状況の報告・連絡調整、必要な対策等の提言、有害鳥獣捕獲許可申請の依頼
中北農務事務所 中北林務環境事務所	被害対策の情報提供、被害防止技術の指導・助言、事業実施における指導
鳥獣害防止技術指導員 鳥獣保護巡視員 その他	被害防止技術の適切な指導・助言 野生生物の生息状況及び山林の情報提供

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山梨県自然共生推進課	被害防止対策全般に係る助言
山梨県総合農業技術センター	被害防止の技術的な指導・助言 鳥獣関連情報の提供
山梨県農業共済組合	農業共済制度における被害情報の提供・助言 など

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年10月に設置（猟友会会員により構成。令和6年度 構成員：68人）

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

甲斐市鳥獣害防止対策協議会が中心となって推進していくが、地域や自治会及び日本型直接支払制度（中山間直接支払、多面的機能支払、環境保全型支払）の協定組織等、幅広い協力を得て実施していく。
--

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止を着実に進めるには、①有害捕獲、②被害防除、③生息環境管理の3つが基本対策となるため、甲斐市鳥獣害防止対策協議会の中で随時検
--

討し、状況に応じて新たな事項にも積極的に対応していく。

また、住民の獣害に対する意識や考え方が変わり、自ら率先して被害防除に取り組む集落づくりが必要である。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。